

江別市保育所等における学生就業体験支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定保育士養成施設に在籍する学生をアルバイトとして雇用する保育所等を運営する者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、学生が保育現場において就業体験を積む機会を確保し、保育の仕事に対する理解及び意欲の向上を図り、将来的な保育人材の確保及び定着につなげるとともに、学生アルバイトを保育業務の補助等に活用することで、保育士、保育教諭及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の負担を軽減し、安全な保育体制の強化を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げるいずれかの施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を得て設置された保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する幼稚園

(2) 指定保育士養成施設 法第18条の6第1号に規定する学校その他の施設をいう。

(3) 学生アルバイト 指定保育士養成施設又は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園教諭の免許状取得のための学校に在籍する学生であって、保育所等において、保育業務の補助等に従事することを目的として直接雇用され、賃金の支払を受ける者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、学生アルバイトを雇用する市内事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、学生アルバイトの雇用に係る賃金及びこれに付随して事業者が負担する法定福利費（事業主負担分）とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の実支出額の範囲内において、1事業者につき1か月当たり保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（こども家庭庁長官が定めるものをいう。）で定める基準額を上限とする。

2 前項の規定により算定した月ごとの補助金額の合計について、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付要件)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、学生アルバイトの雇用に当たり、保育士等の業務負担の軽減及び勤務環境の改善を目的とした取組を実施するものとする。

2 事業者は、前項の取組を実施するため、江別市保育所等における学生就業体験支援補助金実施計画書（第1号様式）を作成し、交付申請時に提出しなければならない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、江別市保育所等における学生就業体験支援補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 江別市保育所等における学生就業体験支援補助金対象者一覧（第3号様式）
- (2) 江別市保育所等における学生就業体験支援補助金収支予算書（第4号様式）
- (3) 江別市保育所等における学生就業体験支援補助金実施計画書
- (4) 学生アルバイトとして雇用していることが確認できる書類の写し
- (5) 学生アルバイトが指定保育士養成施設に在籍していることが確認できる書類の写し
- (6) 補助対象経費の額が確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとし、適当と認めたときは、江別市保育所等における学生就業体験支援補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（変更申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、江別市保育所等における学生就業体験支援補助金変更申請書（第6号様式）に、第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、前条の規定により決定した内容を変更する場合は、江別市保育所等における学生就業体験支援補助金交付決定変更通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（状況報告等）

第10条 補助事業者は、市長から補助対象事業の遂行状況について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、江別市保育所等における学生就業体験支援補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 江別市保育所等における学生就業体験支援補助金対象者一覧
- (2) 江別市保育所等における学生就業体験支援補助金収支決算書（第9号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支出を確認することができる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る書類等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、江別市保育所等における学生就業体験支援補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による通知を送付した後、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、必要に応じ、第8条により決定した額の範囲内で概算交付することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(関係書類の整備及び保管)

第15条 補助事業者は、交付申請に係る関係書類を交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月29日から施行し、この要綱による改正後の江別市保育所等における学生就業体験支援補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。